

第 3 章 史跡等の概要および現状と課題（素案）

第 1 節 史跡等指定の状況

1. 指定に至る経緯

昭和 20（1945）年の原爆投下によって、その時点まで存在していた建造物のほぼ全てが倒壊あるいは焼失した広島城跡では、昭和 21（1946）年秋に定められた復興都市計画による戦災復興が進められた。復興計画では、広島城跡のうち内堀内と西側の大部分を都市公園、東側の大部分を官庁街と位置付け、前者が後に現在の中央公園となった。昭和 23（1948）年 6 月には、大正 15（1926）年に史蹟名勝天然紀念物保存法によって史蹟指定されていた大本営跡の指定が解除された。

昭和 28（1953）年、本丸・二の丸を中心とした内堀の内側の区域が文化財保護法によって史跡として指定された。その一方で、内堀の外側の区域では戦後の都市開発に伴い、残されていた遺構の多くが破壊されたか、もしくは埋め立てられていった。昭和 31（1956）年には、城跡を含む一帯を中央公園として整備することが都市計画決定され、以後都市公園としての性格も有した整備を行っている。

2. 指定告示と指定説明文

広島城跡の史跡指定は昭和 28（1953）年 3 月 31 日であり、次のように官報告示された。

文化財保護委員会告示第 19 号

文化財保護法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百三十一号）による改正前の文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、昭和二十八年三月三十一日付をもって、次のとおり指定した。

昭和三十一年五月十五日

文化財保護委員会 委員長 高橋誠一郎

説明文

種 別 史跡

指 定 昭和 28 年 3 月 31 日（31 年 5 月 15 日官報告示第 19 号）

所在地 広島市

指定の理由

イ 史跡名勝天然紀念物指定基準 史跡の部 第 2 類

ロ 説明

天正十七年毛利輝元は郡山城から移って初めてこの地に築城、文禄二年工を竣えたといわれる。関原役後、毛利氏転封の後を承けて、福島正則これを領して修築を行つたが、元和五年幕府の忌諱に触れて封を奪はれ、同年七月浅野長晟これに代って領した。爾来山陽道の鎮として重きをなし明治維新に至り廃城となった。

城は太田川河口の平地中に営まれ、本丸は南北に少々長い矩形をなしている。これを守って堀をめぐらし、大手虎口を堅めて堀の内に狭小な二の丸が設けられ、この本丸、二の丸は更に三の丸惣構によって囲まれている。いま遺るところの旧経始は本丸と二の丸及びその堀であって、他は早く失はれているが、天守台を始め、石垣、虎口等旧規よく遺存し、殊に島岐状に設けられた二の丸はこの種の遺構が多く失はれている現在、築城史上貴重である。

指定地域等に関する事項

郡市区	町村	大字	字	地番	地目	地積	所有者・占有者の住所及び氏名又は名称	備考
広島市	基町	—	—	1番の内	—	9,019坪 6,432坪	文部省 大蔵省	本丸および二の丸跡
—	—	—	—	〃	—	20,244坪	大蔵省所管	堀ならびにその周辺、ただし、周辺は、堀外側石垣に沿う6尺幅の地域

昭和 32（1957）年に文化財保護委員会委員長から、本市が管理団体となるよう要請があったため、これを受けて下の同意書を提出した。

同 意 書

文化財保護法の規定により、広島市が左の指定物件の管理団体に指定されることに同意いたします。なお、このことについては、広島市長においても同意済みである旨を申し添えます。

史跡 広島城跡

昭和三十三年八月一日

広島市教育委員会委員長
奥田達郎

文化財保護委員会委員長
河井彌八殿

以上の同意書に基づき、次のように管理団体が指定された。

文委管第 54 号

広島市

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 71 条の 2 第 1 項及び第 95 条第 1 項の規定により広島城跡（昭和 31 年文化財保護委員会告示第 20 号）を管理すべき地方公共団体として、貴市を指定します。

昭和 34 年 3 月 2 日

文化財保護委員会

また、同日付けで文化財保護委員会告示第 8 号で官報告示された。

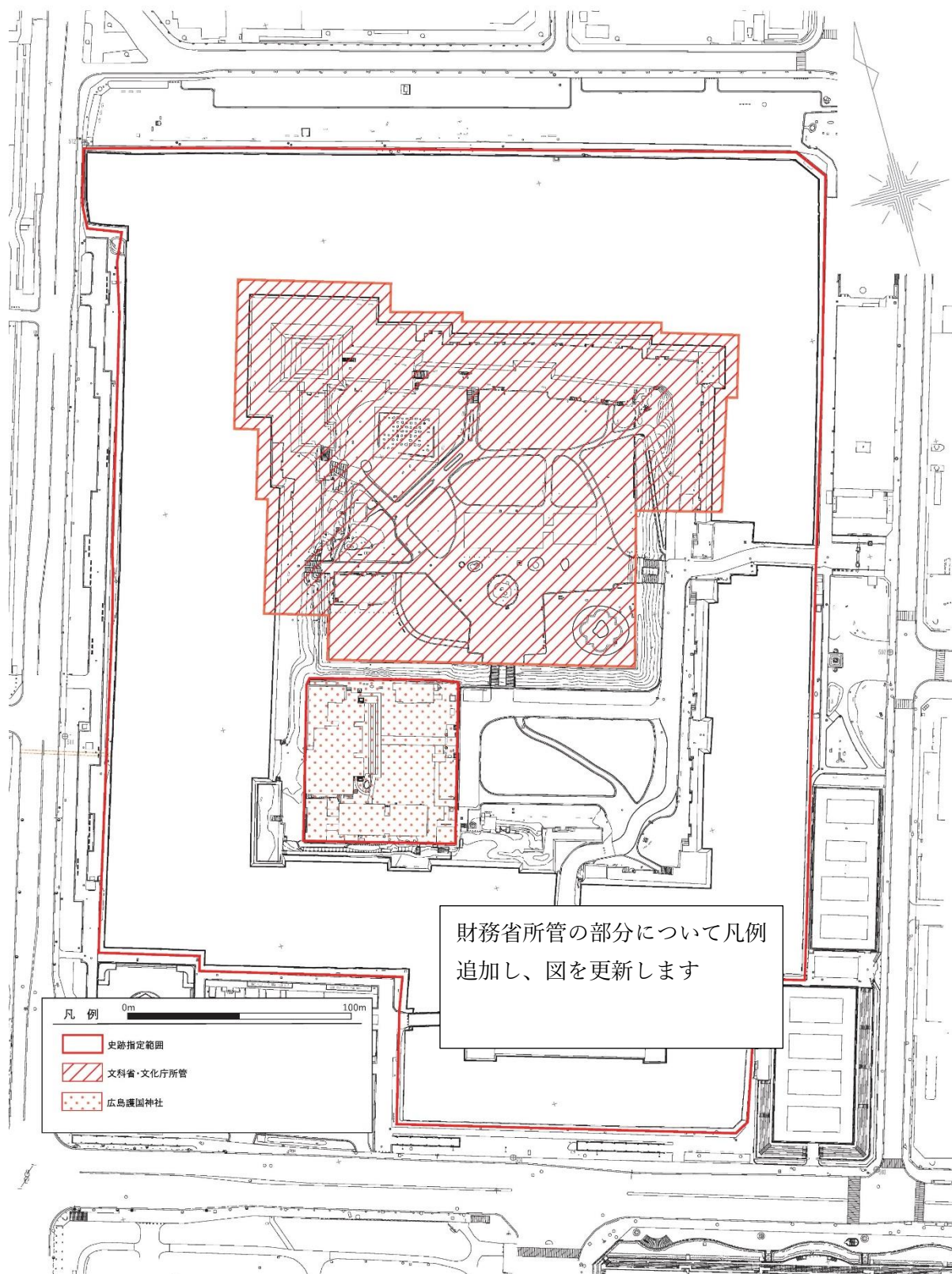


図 3-〇 史跡指定範囲

3. 指定地の土地所有関係

広島城跡はそのほとんどが国有地（財務省・文部科学省）であるが、一部が宗教法人広島護国神社の所有地となっている（図 3-〇）。土地所有関係について、史跡内土地所有状況を表 3-〇に、周辺の土地所有状況を表 3-〇に示した。

なお、宗教法人広島護国神社が現在地へ移転した経緯について、保存管理計画に記載された内容を要約して以下に示す。

昭和 20 年	8 月	原子爆弾により旧護国神社（現広島商工会議所付近）が全壊。
昭和 21 年	11 月	中央公園の都市計画決定（70.48ha）
昭和 27 年	4 月	護国神社復興奉賛会が結成され、新社地の検討に入る。広島市では、復興都市計画のなかで護国神社の旧社地を中央公園内児童センターとして計画決定したため、広島城跡内への移転に向けて、各方面へ度重なる請願が行なわれた。
昭和 30 年	11 月	護国神社移転について、文化財保護委員会において内定。
昭和 31 年	4 月	護国神社旧社地（1,500 坪）を、現在の社地（1,500 坪）及び境外地（1,500 坪）との換地手続きが終了。
昭和 32 年	9 月	広島城跡内陸軍第 5 師団司令部跡地に広島護国神社を移転し建物を建設することについて文化財保護委員会から許可される。
昭和 33 年	10 月	境外地（1,500 坪）をラジオ中国株式会社に譲渡（その際、史跡隣接地 275 坪 18 を使用禁止する旨の条件を付す）。

表 3-〇 史跡内土地所有者一覧

所有者	面積（㎡）	住所	備考
国	28,821.47	広島市中区基町21-1	文部科学省所管行政財産（文化庁所管）
国	84,240.36	同上	財務省所管普通財産
宗教法人広島護国神社	4,958.00	広島市中区基町21-2	公簿面積
	計118,019.83	—	—

表 3-〇 広島城跡周辺の土地所有状況

所有者	所有箇所
国及び関係機関	中央公園、基町アパートの敷地、国の機関などの敷地、国道54号の区域など
広島県	県庁本館、東館、広島中央警察署などの敷地
広島市・広島市立病院機構	基町高等学校、白島小学校、広島市水道局、市営基町駐車場、通信病院旧外来棟被爆資料室、広島市民病院の敷地、京口門公園、市道の区域など
民間	商業・業務施設などの敷地

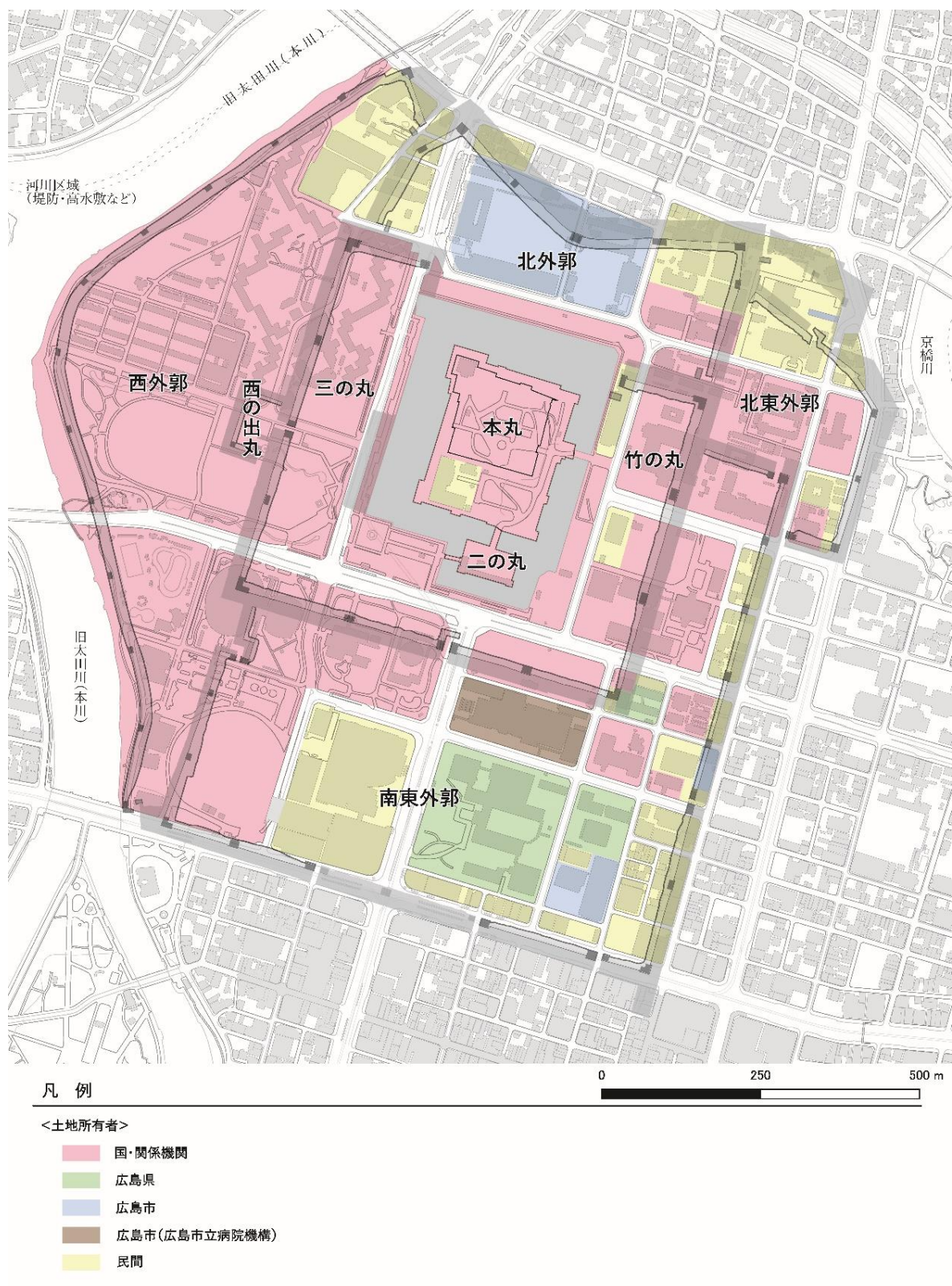


図 3-〇 土地所有状況（令和元（2019）年度 広島城城郭標識設置等に係る基礎調査 より）

第2節 史跡等の概要

史跡広島城跡は文化財保護法に基づき保護されており、史跡内で史跡の形状や景観に対する変更や、史跡に影響を与える行為を実施する場合には、文化庁長官の許可を得る必要がある。また、史跡を含む旧広島城全域（主に城郭範囲内）は「周知の埋蔵文化財包蔵地」に指定されており、土地の掘削を伴う工事等を行う場合には、工事種別・規模にかかわらず届出を提出することが義務付けられている。

史跡とその周辺部ではこれまでに、史跡整備に伴う発掘調査のほか、埋蔵文化財包蔵地内での開発行為等に伴う記録保存のための発掘調査が実施されている。（図 3-〇、表 3-〇）

表 3-〇 史跡とその周辺部の発掘調査地点

No	地点名	調査年	面積㎡	主な遺構	報告書名
1	史跡広島城跡本丸	1997～2003	2,188	中・裏御門跡、冠木門跡、櫓跡、建物跡、溝状遺構、建物跡、土坑	『史跡広島城跡本丸遺構保存状況調査報告』 2004広島市文化財団
2	史跡広島城跡二の丸(第一次)	1987	700	表御門跡、太鼓櫓跡、多聞櫓跡、平櫓跡、馬屋跡、番所跡、井戸跡	『史跡広島城跡 二の丸第一次発掘調査報告』 1988広島市教育委員会
3	史跡広島城跡二の丸(第二次)	1988	不明	表御門跡、太鼓櫓跡、多聞櫓跡、平櫓跡、馬屋跡、番所跡、井戸跡	『史跡広島城跡 二の丸第二次発掘調査報告』 1989広島市教育委員会
4	外郭櫓台跡	1979	不明	櫓台跡、石垣、捨石遺構	『広島城外郭櫓跡発掘調査概報』 1980広島県教育委員会
5	広島城外堀跡紙屋町交差点地点	1990～1991	480	石垣、外堀跡、杭列	『広島城外堀跡紙屋町交差点地点』 1992広島市歴史科学教育事業団
6	県立体育館地点	1991	一	中堀跡石垣、井戸跡、貯蔵穴、石積、レンガ施設等	『緊急発掘調査概要』『広島県埋蔵文化財保護行政資料3 広島県の埋蔵文化財』 1992広島県教育委員会
7	中堀跡	1991	4,800	堀跡、石垣列、櫓台跡石垣	『広島城中堀跡発掘調査報告』 1992 広島市歴史科学教育事業団
8	城北駅北(旧西白島)交差点地点	1991～1992	530	櫓台跡、石垣、捨石状遺構、基礎石、杭、堀跡、排水口	『広島市中区西白島町所在 広島城外堀跡西白島交差点地点』 1993広島市歴史科学教育事業団
9	広島県庁前地点	1992～1993	380	石列遺構、溝状遺構、埋甕遺構、土壇	『広島市中区基町11番外所在 広島県庁前地点発掘調査報告』 1994 広島市歴史科学教育事業団
10	西白島交差点地点	1993	264	石垣列、堀跡	『広島市中区西白島町外所在 広島城関連遺跡発掘調査報告』 1995広島市歴史科学教育事業団
11	広島県庁前地点	1993	501.5	その他（掘り込み）	『広島市中区西白島町外所在 広島城関連遺跡発掘調査報告』 1995広島市歴史科学教育事業団
12	基町高校前交差点地点	1993	148.6	石垣列、堀跡	『広島市中区西白島町外所在 広島城関連遺跡発掘調査報告』 1995広島市歴史科学教育事業団
13	城北駅北(旧西白島)交差点地点	1994～1995	1,100	石垣、石垣列、外堀跡、暗渠、積石遺構、井戸跡	『広島市中区西白島町所在 広島城外堀跡城北駅北交差点地点 発掘調査報告』 1997広島市文化財団
14	紙屋町・大手町地点(西・東調査区)	1996～1997	13,304	石垣、堀跡、暗渠、井戸跡、建物跡、土坑、その他	『広島城外堀跡紙屋町・大手町地点-広島市中区紙屋町・大手町所在-』 1999広島市文化財団

No	地点名	調査年	面積㎡	主な遺構	報告書名
15	基町高校グラウンド地点	1997	1,200	石列、石組柵状遺構、石組遺構、溝状遺構、井戸跡、土坑、建物跡	『広島城遺跡基町高校グラウンド地点-広島市中区西白島町所在-』 1999 広島市文化財団
16	太田川河川事務所地点	2003～2004	934	建物跡、溝状遺構、柵列、地下室、埋甕遺構、土坑	『広島城跡太田川河川事務所地点-広島市中区八丁堀所在-』 2006広島市文化財団
17	広島県交通管制地点	2004	38	石垣、堀跡	『広島城跡(中堀跡) (仮称)広島県交通管制・留置センター建設工事に係る埋蔵文化財発掘調査報告書』 2005 広島県教育事業団
18	西白島地点	2004	300	櫓台跡、土居跡、用途不明石列、堀跡	『広島城跡西白島地点-広島市中区西白島町所在-』 2005広島市文化財団
19	法務総合庁舎地点	2005～2007	3,800	堀跡、建物跡、土坑、溝跡、ピット、石垣、井戸跡等、溝状遺構、井戸跡	『広島城跡法務総合庁舎地点-広島市中区上八丁堀所在-』 2009広島市文化財団
20	司法書士会館新築地点	2006	400	建物跡、土坑、井戸跡、溝跡	『広島城跡司法書士会館新築地点発掘調査報告書』 2007広島市文化財団
21	国保会館地点	2006	1,320	建物跡、井戸跡、柵列、廃棄土坑、溝状遺構、その他遺構	『広島城跡国保会館地点-広島市中区東白島所在-』 2007広島市文化財団
22	広島城跡裁判所地点	2007	525	堀跡、溝跡、石列、埋甕、鍛冶炉、土坑、ピット	『広島城跡裁判所地点発掘調査報告書』 2009広島市文化財団
23	八丁堀地点	2007～2008	1,776	土坑、井戸跡、井戸状遺構、溝跡、杭跡敷石、区画溝跡、建物跡	『広島城跡八丁堀地点発掘調査報告書』 2010広島市文化財団
24	上八丁堀地点	2008	3,300	溝跡、土坑、ピット、畝状遺構、井戸、石垣、土居跡、建物跡	『広島城跡上八丁堀地点広島合同5号館埋蔵文化財調査に係る発掘調査 報告書』 2010国土交通省中国地方整備局
25	広島ビジネスタワー地点	2015	50	溝状遺構、廃棄土坑	『広島城跡広島ビジネスタワー地点-広島市中区八丁堀所在-』 2016広島市文化財団
26	西白島(Ⅱ)地点	2020	208	外堀跡、石垣	『広島城跡 西白島(Ⅱ)地点-広島市中区西白島所在-』 2021広島市文化財団
27	サッカースタジアム建設地点	2020～2021	5,933	溝状遺構・井戸跡、陸軍関連遺構	『広島城跡及び陸軍関連遺跡-広島市サッカースタジアム建設工事に伴う発掘調査報告書-』 2025広島市教育委員会・広島市文化財団

史跡範囲内を対象とした保存整備を目的とした発掘調査については、図 3-〇、表 3-〇で示す。これらの調査は、昭和 62 (1987) 年に実施された「二の丸第一次発掘調査」と、翌 63 (1988) 年に実施された「二の丸第二次発掘調査」を始めとして、史跡広島城跡を長い将来にわたり適切に保存し、有効に活用していくための長期的な取組の一環として計画的に実施したもので、その成果の一部は平成元 (1989) 年から平成 3 (1991) 年に実施した二の丸表御門・御門橋の復元建物整備、平成 3 (1991) 年から平成 6 (1994) 年にかけて実施した二の丸平櫓・多聞櫓・太鼓櫓の復元建物整備に活かされている。また、平成 8 (1996) 年度から平成 14 (2002) 年度まで継続的に実施された遺構保存状況確認のための発掘調査は、江戸時代後期に広島藩が作成した『御城指図』を参考に本丸整備のための基礎資料を作成することを目的として行われたもので、その成果は「史跡広島城跡本丸遺構保存状況調査



8 / 12

報告」(広島市教育委員会・財団法人広島市文化財団 2004)としてまとめられている(図3-〇)。これ以降は、史跡範囲内の継続的な埋蔵文化財調査が実現しなかったため、現行の整備基本計画において検討を行っていた本丸整備計画を具体化するには、基礎的な情報が不足している状況となっている。

表 3-〇 史跡範囲内の遺構保存状況調査と調査対象

調査年度	主な対象遺構	調査期間
昭和 62 (1987) 年度	二の丸 表御門、櫓跡	昭和 62 (1987) 年 7 月 6 日～9 月 11 日
昭和 63 (1988) 年度	二の丸 平場部分	昭和 63 (1988) 年 7 月 4 日～9 月 9 日
平成 8 (1996) 年度	中御門跡・米蔵跡周辺	平成 9 (1997) 年 1 月 20 日～3 月 25 日
平成 9 (1997) 年度	冠木門跡・裏御門跡周辺	平成 10 (1998) 年 2 月 12 日～3 月 20 日
平成 10 (1998) 年度	本丸御殿跡周辺 (1)	平成 11 (1999) 年 2 月 18 日～3 月 26 日
平成 11 (1999) 年度	本丸御殿跡周辺 (2)	平成 12 (2000) 年 2 月 23 日～3 月 20 日
平成 12 (2000) 年度	本丸御殿跡周辺 (3)	平成 13 (2001) 年 2 月 20 日～3 月 31 日
平成 13 (2001) 年度	石垣形状及び櫓跡調査 (1)	平成 14 (2002) 年 2 月 13 日～3 月 29 日
平成 14 (2002) 年度	石垣形状及び櫓跡調査 (2)	平成 15 (2003) 年 2 月 17 日～3 月 28 日

近代に入り城跡内のほとんどが軍用地となった広島城跡では、広島大本営跡や昭憲皇太后御座所跡といった現在も残されている陸軍関連施設遺構の設置以外にも近世城跡に対する各種改変行為が行われていた。それらに係る史資料調査を進めるとともに、戦後の公園整備に伴う工事記録類等の整理・見直しを行うことで、近世広島城に加えられた改変範囲を明らかにする必要がある。

このため、今回の整備基本計画改定に当たっては、史跡の価値の積極的な顕在化を図るため、継続的な埋蔵文化財調査を再開するとともに、築城以来広島城跡とその周辺地に対して加えられた各種人為的な改変行為や、火災・風水害等に関する被災記録を、史資料等から抽出・分類し、現代の史跡に対する現状変更記録を含め、「広島城周辺の作事修築等記録年表(仮称)」として作成する(記録年表は本計画資料編に掲載予定)。

第 3 節 史跡等の公開活用のための諸条件

1. 史跡の構成要素とそれぞれの現状と課題

令和 6 (2024) 年度に策定した保存活用計画では、史跡を構成する要素をその特徴・性格から、Ⅰ：本質的価値を構成する要素、Ⅱ：広島歴史的経緯を示す要素、Ⅲ：本質的価値の理解を助ける要素、Ⅳ：広島城跡の保存管理・活用に有効な要素、Ⅴ：その他の要素、の 5 つに分類整理した(表 3-〇)。また、広島城跡を構成する諸空間をその性格から、(1)本丸上段、(2)本丸下段、(3)二の丸、(4)史跡外周部、(5)旧広島城範囲、の 5 つの地区(表 3-〇)に区分し、それぞれの地区に存在する史跡の主な構成要素について、その現状と課題を取りまとめている。

別表(A3 折込)において、地区ごと・要素ごとの対照表として再整理し、整備の具体化検討にあたっての諸条件把握の一助とする。

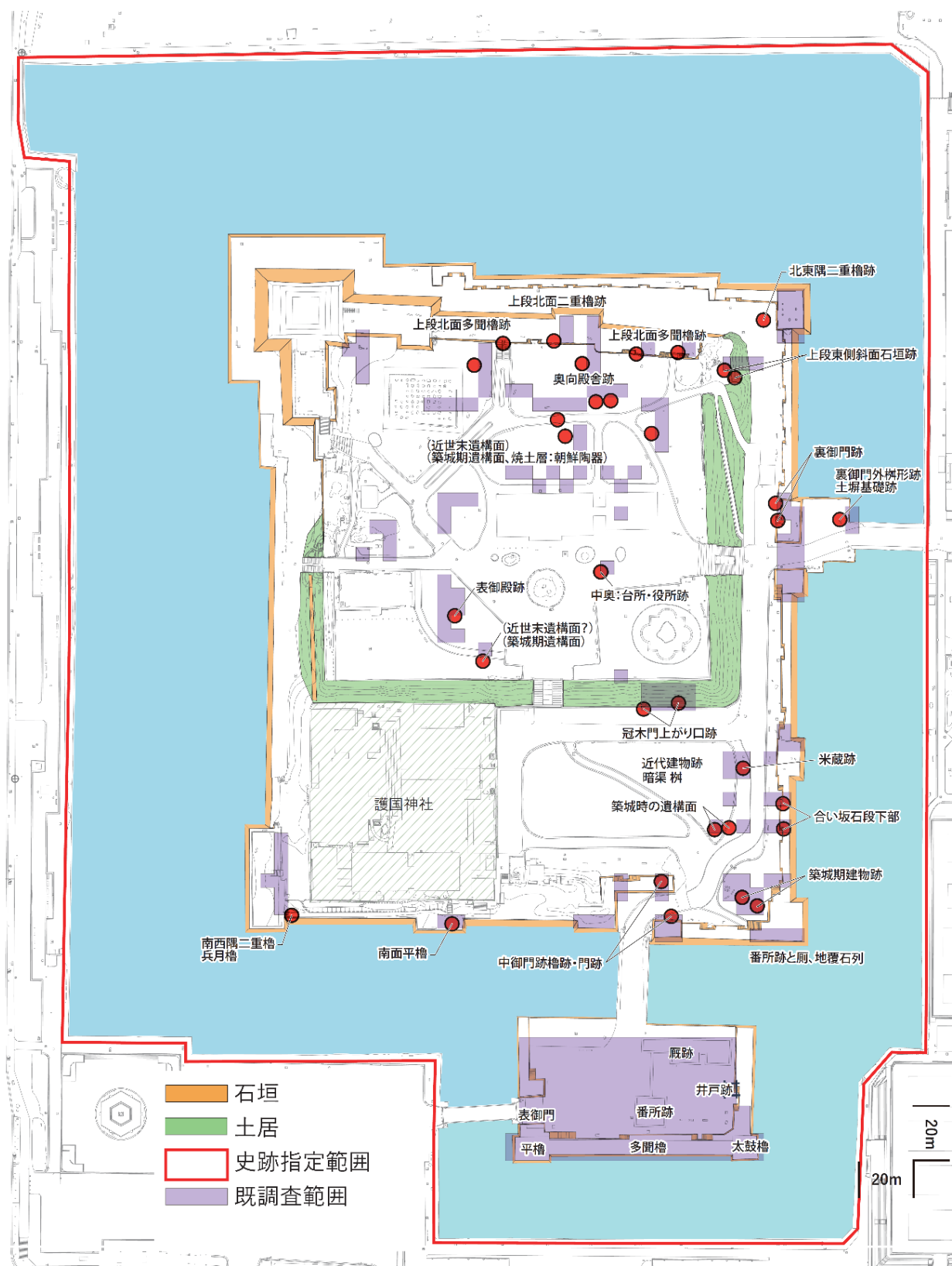


図 3-〇 史跡内の既調査範囲と主な検出遺構

表 3-〇 史跡を構成する要素

区分		要素例
Ⅰ：本質的価値を構成する要素		
近世	地上遺構	堀、曲輪、石垣、土居、虎口など
	地下遺構	建造物等の基礎、築城当初の地形や整地層、出土遺物など
Ⅱ：広島県の歴史経緯を示す要素		
中世	地下遺構	築城以前の遺構・遺物（未発見のものを含む）
近世	地上遺構	*三の丸稲荷社の宝蔵、*外堀京口門の門扉、*学問所内の土蔵
近代	地上遺構	旧中国軍管区司令部防空作戦室、大本営跡、石垣等の被爆遺構
	地下遺構	陸軍関連遺構、その他の近代の遺構
・*は現在城外に所在する。 ・その他被爆の痕跡をとどめる要素（被熱・火災の影響が見られる石垣石材など）については、その保全についての配慮が必要である。		
Ⅲ：本質的価値の理解を助ける要素		
現代	復元建造物等	二の丸復元建造物、天守（外観復元建造物）
	サイン	広島城跡に係る標柱、名称板、説明板、案内板
Ⅳ：保存管理・活用に有効な要素		
現代	園路・広場	園路、広場
	修景施設	植栽、生け垣など
	休養施設	ベンチ
	教養施設	記念碑、石碑など（史跡に関連の無いものは除く）
	便益施設	駐車スペース、トイレ、水飲み場、手洗い場
	管理施設	照明施設、ごみ箱、柵、詰所等、倉庫など
Ⅴ：その他の要素		
・Ⅰ～Ⅳに含まれない、広島城跡の本質的価値や広島県の歴史経緯にかかわりのない施設類が該当する。		

表 3-〇 史跡を構成する地区区分

地区区分		立地していた建造物	
A 史跡範囲内	(1) 本丸上段	北西隅に天守が、中央部に本丸御殿があったほか、北辺及び西辺北半部には二重櫓・平櫓・長櫓があった。	
	(2) 本丸下段	南半部に馬場、馬屋、塩蔵、米蔵、鉄砲庫、武器庫などが、外周部に二重櫓・平櫓・長櫓などがあった。	
	(3) 二の丸	表御門、平櫓、多聞櫓、太鼓櫓、馬屋、番所、物置などがあり、井戸も複数か所に掘られていた。建造物は、郭内東半部に建てられ、西半部には建造物は設けられず空閑地となっており通路として使われていた。	
B 史跡範囲外	(4) 史跡外周部	三の丸の一部	下記三の丸参照
		北外郭の一部	下記北外郭参照
	(5) 旧広島城範囲	三の丸	藩主一族の屋敷や藩の公的施設が置かれたほか、重臣の屋敷地として使用された。藩主一族の屋敷としては、三之丸御屋敷（御三之丸屋敷）、御新屋敷、竹之丸屋敷などがあった。藩施設としては、土木建築や城下の職人を所管する御作事所、藩財政を所管する御勘定所などがあり、江戸時代後期には藩校である学問所も設けられた。
		南東外郭	藩施設は、厩、町方吟味屋敷、郡方吟味屋敷、新開方役所などがあった。
		西外郭	藩施設は、御作事所材木蔵や武具方、役所などがあった。
		北外郭	藩施設は、塩硝蔵、射的場、七間多門、百間馬場、松原講武所などがあった。
		北東外郭	藩施設は、御用屋敷、稽古御屋敷、講学館などがあった。
	(6) その他	かつて広島城内に所在し、移設された近世建造物	

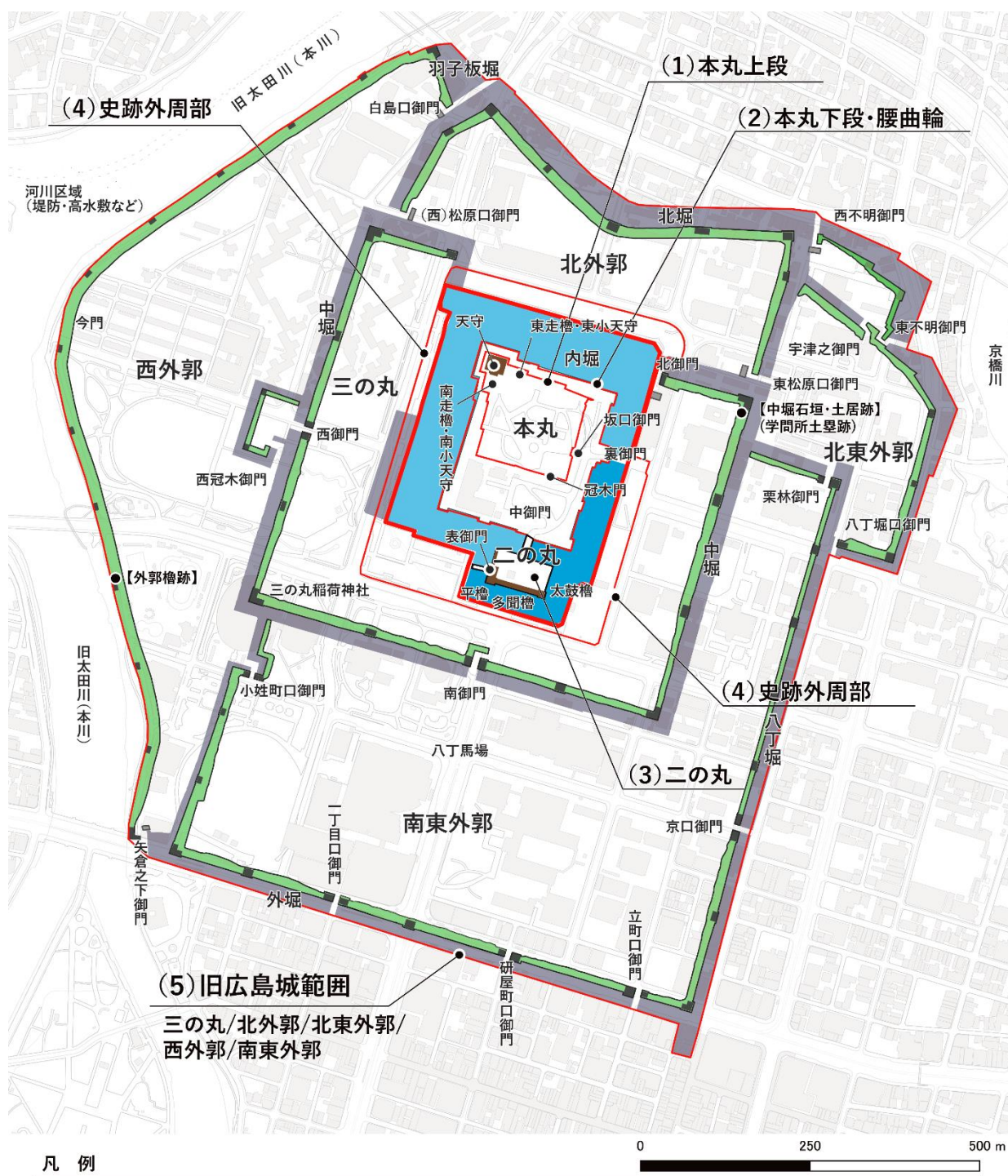


図 3-〇 広島城跡の地区区分

2. 普及公開に関する現状と課題

(広島城の入場者数の推移等、保存活用計画で記載していない情報について追加します。)